

令和4年度 各会計補正予算一覧表（12月補正）

会計区分				補正額	補正後の額
一 一般会計				6,616万6千円	222億8,985万2千円
特別会計	太陽光発電事業			272万2千円	7,342万2千円
	国民健康保険（事業勘定）			187万8千円	58億7,136万2千円
	国民健康保険（診療所勘定）			▲420万円	1億1,093万6千円
	後期高齢者医療			16万8千円	6億6,369万8千円
	介護保険（保険事業勘定）			▲252万8千円	46億1,621万5千円
	農業集落排水事業			136万4千円	7,264万3千円
	富弘美術館事業			341万5千円	1億5,643万9千円
事業会計	競艇事業			0円※1	1,662億3,927万2千円
	簡易水道	収益的収入	第1款 水道事業収益	48万9千円	1億4,269万1千円
		収益的支出	第1款 水道事業費用	48万9千円	1億3,507万円
	公共下水道	収益的収入	第1款 下水道事業収益	▲244万3千円	6億4,795万円
		収益的支出	第1款 下水道事業費用	▲244万3千円	6億1,309万5千円
		資本的収入	第1款 資本的収入	▲42万9千円	6億4,115万6千円
		資本的支出	第1款 資本的支出	▲42万9千円	8億8,222万5千円

※1 歳出予算の組み替えを表します。

※「▲」は予算の減額を表します。

12月定例会

全員賛成で可決した議案

全員賛成で
可決

区分	番号	件名
諮問	第2号 ～ 第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
	第66号	みどり市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案	第67号	みどり市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
	第68号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
	第69号	みどり市個人情報保護法施行条例について
	第70号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
	第71号	みどり市議会議員及びみどり市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
	第72号	みどり市福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について
	第73号	みどり市ふるさと往来センター条例を廃止する条例について
	第74号	みどり市多世代交流館条例の一部を改正する条例について
	第75号	岩宿博物館条例の一部を改正する条例について
	第76号	桐生地域医療組合の規約変更に関する協議について
	第77号	市道の路線認定について

区分	番号	件名
議案	第78号	市道の路線変更について
	第79号	令和4年度みどり市一般会計補正予算（第12号）について
	第80号	令和4年度みどり市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について
	第81号	令和4年度みどり市国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
	第82号	令和4年度みどり市国民健康保険（診療所勘定）特別会計補正予算（第2号）について
	第83号	令和4年度みどり市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
	第84号	令和4年度みどり市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
	第85号	令和4年度みどり市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
	第86号	令和4年度みどり市富弘美術館事業特別会計補正予算（第2号）について
	第87号	令和4年度みどり市競艇事業特別会計補正予算（第2号）について
	第88号	令和4年度みどり市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
	第89号	令和4年度みどり市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
	第90号	令和4年度みどり市一般会計補正予算（第13号）について
議案	第14号	みどり市議会の個人情報の保護に関する条例について

議案と賛否

賛否が分かれた議案と審議結果

区分	番号	会派 議員名 件名	新政 クラブ					新令 クラブ					広和 クラブ			公明 クラブ		日本共産 党クラブ	無会派	合計		
			金子 實	上岡克己	大澤映男	松井 篤	高草木弘子	阿左美 守	須藤日米代	椎名祐司	藤生吉顕	丹羽あゆみ	武井俊一	新井みゆき	杉山英行	柴崎訓佳	宮崎 武	高草木良江	常見詔子	古田島和茂	賛成者数	反対者数
議案	第15号	大澤映男議員に対する議員辞職勧告決議について	×	×	除	×	×	○	○	○	○	○	棄	棄	×	×	×	棄	○	—	6	7

注1）表決結果の表示について、賛成の場合は「○」、反対の場合は「×」、棄権の場合は「棄」、除斥の場合は「除」、欠席の場合は「欠」と表示しています。

注2）議長は可否同数以外の場合は、表決に加わらないため「—」と表示しています。

注3）棄権…議員自らの意思により表決に参加しない場合。

注4）除斥…議員は直接の利害関係にある事件については、その議事に参与することができない。（地方自治法第117条）